

境川金森調節池建設差止請求事件の判決について

令和2年7月27日

報道関係者各位

弁護士 海 渡 雄 一
弁護士 只 野 靖
弁護士 海 渡 双 葉
連絡先 東京共同法律事務所
電 話 03-3341-3133

本日、頭記事件について一審判決を受けることとなりました。

境川は、その源を神奈川県相模原市緑区の城山発電所の貯水池である城山湖付近に発し、被告東京都と神奈川県の都県界を南に流下して町田市南端から神奈川県に入り、相模湾に注ぐ二級河川になります。

この境川の東京都管理区間である町田市金森6丁目の西田スポーツ広場について、広場を掘り下げ、長さ約190m、幅約90m、深さ約20mの鉄筋コンクリート造の巨大な貯留槽（総貯留量約15万m³）を建設するという、「境川金森調節池」建設の計画が進められています。

原告は、以下の理由から、「境川金森調節池」建設に反対しています。

- ①境川の河川構造や流域状況からして、洪水被害は限定的であること。
- ②他に有効な代替手段があること。
- ③境川金森調節池建設による治水安全性の向上よりも、建設工事に伴う弊害の方がはるかに大きいこと。

特に、本件周辺地域は良好で平穏な住宅街であるところ、本件工事に伴い、10年の長期に渡り、150万トンもの土砂をショベルカーで掘り起こし、ダンプカー等で搬出することで、騒音、振動、粉塵、フェンスによる日照問題、交通事故の危険性の増大などがあること。

- ④西田スポーツ広場に隣接する保育園及びそこに通う園児も損害を被ること。
- ⑤本件周辺地域では井戸を利用している農業者らがいるところ、本件工事によって井戸が枯渇する可能性が高いこと。
- ⑥西田スポーツ広場は、地域住民雄スポーツ、盆踊り、避難訓練など、コミュニティの核となっているが、ここが10年間も使用できなくなり、地域社会コミュニティは崩壊してしまうこと。

工事は既に開始され、市民生活に大きな影響を及ぼしつつあります。裁判では元建設省の研究所で水害対策を議論していた専門家証人石崎勝義・元建設省土木研究所次長も取り調べられ、原告側・被告側の多くの当事者も証人調べがなされました。

つきましては、下記の通り判決日時が決まりましたので、貴社におかれましては、積極的な取材・報道をお願い申し上げます。

記

1. 訴 訟 名 境川金森調節池建設差止請求事件
2. 判決日時 令和2年7月27日午後1時10分 地裁415号法廷
3. 判決後午後2時ころから、司法記者クラブにて、原告及び弁護団の記者会見を予定したいと思います。どうかよろしく申し上げます。

以上